

## 令和7年度 第4回仙台市安全安心街づくり推進会議 議事録

開催日時	令和8年2月2日(月) 10:00～11:30
開催場所	青葉区役所4階 第1会議室
出席委員	金政信会長、田中智仁副会長、伊藤美由紀委員、小野千賀子委員、菅野清志委員、北島直委員、熊谷早希子委員、高見澤和彦委員、芳賀幸治委員、林克恵委員 〔10名〕
欠席委員	上野啓介委員、谷耀太委員、田原満委員、西村由起子委員、前田誓也委員 〔5名〕
事務局	佐藤諭生活安全安心部長、青木幹生生活安全安心部参事、上岡渉市民生活課長、小山健司郎市民生活課主幹、結城典久市民生活課主幹、高橋和希市民生活係長、最上和哉市民生活係主事、菅原久克市民生活係主事
議 事	1 開会 2 議事 (1) 仙台市安全安心街づくり基本計画(中間案)に関する市民意見募集(パブリックコメント)の実施結果について (2) 仙台市安全安心街づくり基本計画(最終案)について (3) 空家等対策計画策定について 3 閉会
配付資料	資料1 仙台市安全安心街づくり基本計画(中間案)に関する市民意見募集(パブリックコメント)の実施結果について 資料2 仙台市安全安心街づくり基本計画(最終案) 資料3 客引き行為等防止巡回パトロールについて 資料4 空家等対策計画策定について

=====

### 1 開会

#### ●市民生活係長

定刻になりましたので、会議を始めさせていただきます。

委員の皆様、本日はお忙しいところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

ただいまから、令和7年度 第4回 仙台市安全安心街づくり推進会議を開催いたします。

初めに、会議の成立についてご説明いたします。本日は、欠席のご連絡をいただいている上野(うへの)委員、谷(たに)委員、田原(たはら)委員、西村(にしむら)委員、前田(まえだ)委員以外の10名の委員の皆様が出席されております。委員の定数の半数以上が出席し、定足数を満たしておりますので、「仙台市安全安心街づくり推進会議の組織及び運営に関する規則」第4条第2項の規定により、この会議は成立していることをご報告させていただきます。

続きまして、本日の配布資料の確認をいたします。次第、席次表、委員名簿、資料1「仙台市安全安心街づくり基本計画(中間案)に関する市民意見募集(パブリックコメント)の実施結果について」、資料2「仙台市安全安心街づくり基本計画(最終案)」、資料3「客引き行為等防止巡回パトロールについて」、資料4「空家等対策計画策定について」以上7点でございます。資料に不足がございましたら、事務局から配布させていただきますので、お知らせください。

それでは、ここからの進行につきましては、規則第4条第1項の規定によりまして、金会長に議長をお願いしたいと存じます。

なお、会議の議事録を作成いたしますので、皆様ご発言される際は、事務局がお手元にマイ

クをお持ちいたしますので、マイクを用いてご発言いただくようお願いいたします。それでは金会長、よろしくをお願いいたします。

### ●金会長

それではしばらくの間、議長を務めさせていただきます。はじめに会議の公開・非公開につきまして、非公開とする理由がありませんので、公開としてよろしいでしょうか。

—異議なし—

ありがとうございます。

続きまして会議録に関してですが、これまでの会議と同様、署名委員を指定し、後日、事務局が作成したものを私と署名委員の二人が確認し会議録としたいと考えております。今回は北島（きたじま）委員にお願いしたいと思います。北島委員、よろしいでしょうか。

よろしく申し上げます。ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。（１）「仙台市安全安心街づくり基本計画（中間案）に関する市民意見募集（パブリックコメント）の実施結果について」、事務局から説明をお願いいたします。

### ●市民生活課長

市民生活課長の上岡でございます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

私から資料１に基づきまして、「仙台市安全安心街づくり基本計画（中間案）に関する市民意見募集（パブリックコメント）の実施結果について」ご説明いたします。恐れ入ります。着座にて説明させていただきます。

資料１をご覧ください。まず、「１.実施概要」についてでございます。実施期間ですが、令和７年１１月２５日から１２月２４日まででございます。続いて、意見受付方法と周知方法及び配布場所につきましては、資料記載のとおりでございます。

次に、「２.意見募集結果」についてでございます。提出者数は６名の方、意見件数は１７件となっております。

次の「３.意見の概要と本市の考え方」につきましては、ご意見の件数を分野別にお示しをしております。「第２章 本市における安全安心の現状と課題」に関するご意見が１０件、「第３章 基本理念と計画目標」に関するご意見が３件、その他ご意見が４件となっております。

続きまして、資料の２ページをご覧ください。ご意見の概要とそれに対する本市の考え方をお示ししております。

まず、「第２章 本市における安全・安心の現状と課題」に関するご意見といたしまして、１番では、特殊詐欺について市内の犯罪傾向を把握し、高齢者が被害にあわないような取組を望むご意見をいただきました。

また、２番では、高齢者以外の世代の方も特殊詐欺の被害にあっていることについて、ご意見をいただきました。特殊詐欺対策につきましては、次期計画において重点的な取組の一つとして、対策の充実改善を図っていくこととしております。

続きまして、資料の５ページをご覧ください。「第３章 基本理念と基本計画目標」に関するご意見といたしまして、１２番では、子どもを対象とした特異事案の発生件数の減少についての成果目標に対するご意見をいただいております。この点につきまして、中間案の本編では、子どもを対象とした特異事案の発生件数の減少の目標については、２４０件まで減少させると表記しておりましたが、こちらは概要版の１８０件まで減少させるが正しいものでございました。訂正してお詫び申し上げます。前回１１月の第３回の推進会議におきましても、ご説明自体は概要版を用いまして１８０件ということで、現計画の目標を継承しますということでご説明申し上げたところでございます。パブリックコメントに使用した中間案ですが、こちらが本来１８０件と表記すべきところを２４０件と表記してしまったというところです。こちらのパブリックコメントのご意見の方についてもご指摘をいただいたところでございますが、近年の発生件数の推移を踏まえますと、大幅に減少させることには困難も伴いますけれども、子どもの安全安心を守ることは

重要でございますので、180 件まで減少させるよう取り組んでまいりたいと思います。

続きまして、資料の 6 ページをご覧ください。17 番をご覧くださいなのですが、こちらの外国人の方の迷惑行為についての対策を具体的に明示すべきというご意見を頂戴したものでございます。こちらにつきましては、当課の方で外国人住民に向けた生活のルールやマナーの周知啓発を「外国人住民のための生活マナーマニュアル」という冊子、パンフレットを作成、配布する取り組みを行っております。こうした取り組みについて、最終案に記載をするものいたします。

その他のご意見につきましても、今後の取り組みに対する貴重なご意見をいただきまして、施策の推進にあたっての参考とさせていただきたいと存じます。説明は以上でございます。

#### ●金会長

ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありましたが、この件につきまして、委員の皆様からご意見などがございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

小野委員お願いいたします。

#### ●小野委員

ただいま事務局の方からご説明がありました実施概要のところで 12 月 2 日に「市民説明会を開催」とありますが、参考までにどれくらいの方がご参加されて、その中で何かご質問とかがあったのであれば、言える範囲でお願いできればと思います。

#### ●市民生活課長

昨年の 12 月 2 日に市民説明会を開催いたしました。残念ながら出席された方は 0 人でした。原因といたしましては、市民説明会を急遽、開催した方が良いのかなということで開催することになったのですが、周知の期間が短かったのかなということと、あとは課題として、対面だけでの説明会の開催ということだと、参加する方も都合を合わせていかないといけないということもありまして、難しい面もあるのかなということもございます。

今回の議題で、後ほど、空家等対策計画の策定について、触れさせていただきましても、来年度、改定作業を行うにあたっては、パブリックコメントの際に対面での説明会のほかに、ウェブ上の説明会もあわせて開催するというので、より参加しやすいような環境づくりをするということで考えております。以上でございます。

#### ●金会長

よろしいでしょうか。他にございますか。

ないようですので、続きまして、(2)「仙台市安全安心街づくり基本計画（最終案）について」、事務局から説明をお願いいたします。

#### ●市民生活課長

それでは、資料 2 に基づきまして、最終案をご説明させていただきます。

内容の量が多いので、推進会議、パブリックコメントを踏まえまして、修正した箇所を中心にご説明申し上げます。

まず、22 ページをご覧ください。22 ページの一番下の表でございます。成果目標 2 「防犯活動に参加又は参加意欲のある市民の増加」の表でございます。こちらは、第 3 回の推進会議の際にご意見として、市民の方に「市民意向調査」ということで無作為調査を行っておりますので、これは令和 7 年だけではなく、令和 2 年も行っているということであれば、その方を注釈として入れた方が良いのではないかとご意見を頂戴いたしました。この最終案では最後の米印のところ令和 3 年から 6 年の割合は、市政モニターによる結果、令和 2 年と令和 7 年の割合は、市民意向調査結果によるものということで、「令和 2 年」を注釈のところに付け加えることといたしております。

続きまして、29 ページをご覧ください。29 ページでございますが、こちらが先ほどのパブコメ結果の際に触れた誤記のあるところ、中間案では 240 件となっておりますが、正しい 180 件に改めたものでございます。

続きまして、32 ページをご覧ください。2 番の施策の内容、主な取り組み、基本目標 1、基本的施策 1 と書いてありますが、主な取り組みといたしまして、市民の防犯意識啓発のところ、⑤として新たに記載を加えております。こちらにつきましては、先ほどご説明したパブリックコメントの外国人に関する施策の記載が一切ないのが違和感を覚えるというところがございます。現状で、⑤といたしまして、「外国人住民のための生活マナーマニュアルを配布して、生活のルールやマナーの周知啓発を図り、外国人住民の防犯意識の向上に取り組みます」というところで、新たに記載を加えたというところがございます。

続きまして、43 ページをご覧ください。43 ページの④のところでございます。「国分町地区の安全安心を守り、街を活性化させるため、体制の強化や指導取り締まりの徹底を図るとともに、新たな対策を実施します」というところがございます。こちらにつきましては、前回ですと、新たな対策を検討するというようなトーンで記載をしているところですが、今、国分町地区だけではなく、市中心部の客引き対策の強化というところで、警備会社に巡回員ということで、業務委託をして、巡回員を条例で定める禁止エリアの中を巡回してもらい、客引きをさせにくい環境づくりをするという、警備会社に対する業務委託を予定しております。こちらについては、2 月 6 日に仙台市議会、予算の議会が始まりますが、こちらに予算案として、所要の金額を計上するというところで、業務委託を実施するというところで考えております。こちらについては検討ではなく、「新たな対策を実施します」ということで断定するというような形で表現を改めております。

それから最後、49 ページ以降に参考資料を掲載しております。中間案では掲載予定としておりましたが、こちらについては最終案ということで、参考資料を添付しております。まず、安全安心街づくりに関する市民意向調査の概要につきまして、49 ページから、55 ページまで掲載しております。56 ページ以降ですが、こちらについては、条例で各区毎に定めている安全安心街づくり活動推進モデル地区の取り組み状況、こちらは区毎に掲載をしているというところがございます。これが 58 ページまででございます。59 ページ以降につきましては、3 番として迷惑行為の発生状況を記載しております。それから 61 ページにつきましては、4 番として本計画の策定経過を掲載しております。62 ページ以降は 根拠となる条例、規則を掲載しております。最後のページ、66 ページに本推進会議の委員の皆様の名簿を掲載させていただいております。

以上が最終案、主にパブコメ、これまでの推進会議の議論を踏まえての修正ということで説明させていただきました。説明は以上でございます。

## ●金会長

ただいま事務局から最終案の説明がありました。この件につきまして、委員の皆様からご意見などございましたらお願いいたします。

## ●市民生活課長

資料 3 として、先ほど申し上げた客引き対策の関係について、ご説明する予定でしたが、ご説明申し上げていなかったもので、資料 3 をご覧いただきたいと思っております。

資料 3 では、「客引き行為等防止巡回パトロールについて」ということで、本市が予定している業務委託についての記載となっております。概要といたしまして、本市中心部で、居酒屋、カラオケ、キャバクラ及びガールズバー等様々な業種の客引き行為を行うことが常態化している、という現状がございますので、そうした客引きの数を減らして、市民の方はもとより、観光客といった本市中心部を訪れる方が安心して訪れることができるようにするために、業務委託によって客引き行為等の防止巡回を実施するものがございます。

委託期間でございますが、今年の 6 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 3 か年度を予定しております。委託予定の業務でございますが、条例で規定する禁止区域に巡回パトロールを実施する巡回員 12 名配置いたしまして、以下の業務を実施する予定でございます。業務時間でございますが、毎週火曜から土曜日まで、時間は午後 4 時から午後 11 時までとすることといたしております。これがメインの業務になりますが、客引き行為者等に対する口頭指導、声かけでございます。

続きまして、迷惑行為を行う者に対する声かけでございます。例えば、歩きたばこを注意し

ていくとか、自転車を違法に放置するとか、そういった迷惑行為に対する声がけを行ってもらうというふうに考えております。（３）といたしましては、「条例の周知および啓発」ということで、街を訪れる市民の方、あるいは観光客の方に、ここは条例で定める禁止エリアなので、客引きは禁止されている。客引きに声をかけられても付いていかないようにと。あるいは客引きに対して、ここは禁止エリアなので、区域の中で客引きをするなどというところの周知啓発を図ってまいりたいと思います。（４）の「客引き実態調査業務」というもの、今、市民生活課の職員が自前で概ね２月に１回、１８時から２４時まで市民生活課の職員が歩いて２時間単位で、時間を区切って客引きの延べ人数をカウントしている「客引き実態調査業務」というのがありますが、こちらについて業務委託をしたいと考えております。最後、（５）ですが、「地域団体や警察と合同での啓発活動等の実施」ということで、実は先週の金曜日にも宮城県警察の方々、それから地元国分町の方々と主に国分町地区で夜の遅い時間帯に、風俗系の客引きが増加する という現状から、彼らに自由に客引きをさせないような環境を作るということで、仙台市と宮城県警察の方々、それから地元国分町の方々と２１時から２２時の遅い時間帯に客引きをするな、客引きに付いていかないようにとということ、ハンドマイクを持ってアピールをするというようなことをやっています。そういう地域団体とか警察と合同での啓発活動にも合わせて参加していただくというようなことを考えております。

こちらにつきましては、事業者の選定については、公募型のプロポーザルで行うことを考えておまして、本日から募集要領、仕様書については公表しております。スケジュール的なところを申し上げますと、３月１２日に事業者の選定委員会を行いまして、実際に応募のあった事業者からプレゼンテーションをしてもらった上で、その日に審査をして、どこと契約を締結するか、契約の相手方の選定を行いまして、来年の４月以降に実際に契約し、業務開始については６月１日を予定しているという、そういう流れになっております。ご説明は以上でございます。

#### ●金会長

ありがとうございます。ただいま事務局より資料３「客引き行為等防止巡回パトロールについて」の説明補足がございましたが、こちらの方もあわせて、何か委員の皆様から意見などございましたらお願いいたします。

菅野委員、お願いします。

#### ●菅野委員

菅野でございます。お伺いいたします。昨年度で客引き行為、何件ぐらいの検挙があったかということと、それから、罰金とか懲役とかでどの程度の刑を受けているのか、これを教えていただきたいと思います。

#### ●市民生活課長

条例に基づく取り締まりの状況でございますが、昨年度、令和６年度で仙台市の条例の場合、まず初めに客引き行為を行っているもの、禁止行為を行っているものに対して、最初に勧告を行います。勧告に従わない場合は、今度は命令ということで、行政処分で客引きをしてはいけないという義務を課します。それでもなお、命令に従わずに客引きをした場合、今度は条例に基づいて、過料５万円ということで、処分を行うということにしております。最後に、客引きの条例違反の者が２０歳以上の場合は、ホームページ上で一年間公表ということになっております。そういう形で取り締まりを行っておりますが、令和６年度で申し上げますと、勧告の件数は８０件になります。命令まで至ったのが２７件でございます。このうち、過料処分を行ったものは１１件でございます。最後、氏名の公表まで至ったのが４件ということになっております。条例に定める罰則につきましては、例えば罰金などの刑罰ではなく、例えば、条例違反ということで、行政上の秩序違反に対する罰則ということで、地方自治法に定める過ち料と書いておりますが、そちらの方の過ちを犯しているということでございます。先ほど申し上げた取り締まり状況の推移の件数、勧告８０、命令２７、過料１１、公表４というところでございますが、刑罰としての罰金ということは規定しておりませんので、そちらについては無しということになります。

### ●菅野委員

ありがとうございました。皆さんもご存知だと思うのですが、平成15年から16、17年まで、ピンクチラシがございました。当初は軽犯罪法違反で捕まえて、罰金1万円以下で終わりました。それを条例改正しまして、罰金を高くしたら、ピタッと止まりました。ですから、その点も考えの一つの方法ではないかというふうに思っています。以上でございます。

### ●市民生活課長

ピンクチラシの例を挙げていただいて、あれは多分、県条例の方の改正で対応したというふうに記憶しております。実は仙台市の客引き条例の制定の際にも刑罰を5万円以下の過料ではなくて、罰金刑ですと、そういった刑罰の設定ができないかということで、条例で刑罰の罰則を課するためには検察庁との協議が必要になります。仙台地方検察庁と協議を行いました。例えば、県の迷惑防止条例で、居酒屋の客引きですと、必要につきまとわないと条例の適用にはならないと。それで、50万円以下の罰則がありますが、それとの釣り合いというところもあったらしく、検察庁との協議で、刑罰を条例に付加するというのは難しいというふうなところがあったものでございます。今のところは、地方自治法に定める5万円の過料を、上限が5万円なので、5万円を科しているというところで、対応しているという状況でございます。

### ●金会長

他にございますか。北島委員お願いします。

### ●北島委員

公募の北島です。この計画につきましては、非常に内容が、防犯とかその辺の分野を横断的に整理されておまして、高齢者とか、子どもなどの配慮も織り込まれていますし、非常にいい計画だと思いますので、これを実行していくことに積極的に協力していきたいと思っております。

また、あくまで将来に向けての仮のお願いですけれども、これは計画に対してではなくて、計画を実行するにあたって、市民の協力を得るためのという、あくまでもお願いベースです。

以前申し上げましたが、インセンティブの話ですが、あくまでも案というか、思いついたことを言います。この計画に賛同、自主的に参加していただける市民に対して、何らか還元ができないかなと思っておりました。それで、具体的にはあくまで仮ですけれども、今、スマホに県の公式アプリが入っていますけれども、デジタル身分証明書ですか。そういったものを利用して、例えば、防犯とか、地域の見守りとか、安全安心な街づくりに関して参加していただいた市民に対してポイントを付与するやり方、参加してもらおうと、1回1ポイントとかにして、それを貯めると市の公共施設の割引に使えるとか。そういう活動に協力することに対して、安全な街づくりに協力することはわかるけれども、一般論として、自分の時間と労力を使うことになるので、問題は市民としては、義務として協力するべきですけれども、それに対して、活動すること自体がメリットになる、安全な街も作れるし、自分にも何かメリットがあるということで。そういうアプリを使って、活動に対するポイントを付与するようなことも、将来にわたって、5か年計画で何かそういうことも検討していただけたらありがたいと思っておりました。以上です。

### ●市民生活課長

ご意見ありがとうございます。北島委員おっしゃったとおり、市民の方が防犯意識を持って防犯活動に参加するということについては、この計画の実行性といいますか、実りあるものにするために非常に重要な視点だと思います。まさに自分たちが自主的にそういった地域の防犯活動に参加することによって、自分たちの地域の、例えば犯罪が起りにくくなるか、そういった安全安心街づくりに繋がると思って、それがメリットになるというふうに思います。一つの方法ということで、自分の時間を使って、防犯活動に参加することになりますので、そこが一つ、なぜ防犯活動に参加していないのかの理由の一つとして、市民意向調査などでは、なかなか時間がないというところがあるかと思っておりますので、そういった時間がない中で、どういうふうにして参加していただけるかというところは、よくよく考えていかないと

いけない。現行の計画でも成果目標を達成できていない状況でございますので、何かしら地域住民の方が自分たちの地域の安全安心街づくり活動に参加する、したくなるような、あるいはしやすい、そういう仕組みと申しますか、方策を考えていかなければいけないのかなというふうに思っております。ポイント付与ということで、ご提案いただきましたけれども、そういったご意見も踏まえて、どういうふうにすると地域住民の方が参加しやすいのか、あるいは参加しようというふうに思ってくれるのかについては、今後、計画期間5年間ですが、よくよく考えていかなければいけないのかなと思っております。ご提案ありがとうございました。

#### ●高見澤委員

2点ございまして、一つが情報提供のところですけど、27 ページのところに犯罪被害者等の迅速な支援実施というところで、インターネットを通じて来られる誹謗中傷についての記載がございます。これの関係ですけれども、既に市の方では把握されて周知いただいているかと思っておりますが、総務省の方で 違法・有害情報センターというのを設置しております、そこでインターネット上の誹謗中傷の削除依頼だとか、そういったところの相談を受け付けております。そういったところの消費生活センターとか、ご相談のところ、市民の方にご案内いただいているかと思っておりますが、その中でまた、センターの中でこういったことをやってほしいとかそういった意見がありましたら、我々の方にお寄せいただくと、また改善してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

もう一点、これは私の業務というか総務省とあまり関わらないところです。客引きのところでお聞きしたいなと思ったのが、客引きをしている方、本人に過料、罰を与えられるということですが、それを依頼しているお店というのがあると思っておりますが、そこに対して指導といったことはされるものなのでしょうか。

#### ●市民生活課長

客引きに関してですが、条例上、両罰規定と申しまして、客引きを使ったお店についても、罰則の適用はございます。ただ、現実、本市の客引き行為等対策指導員という、市民生活課で雇用している会計年度任用職員、警察の OB の皆さんですけれども、日々、禁止エリアを巡回して、取り締まりに当たっていますが、客引きを行っている者に対して、事情を聞くのですが、自分はフリーの客引きですということで、お店の名前を明かさない。そういうところもございまして、なかなか店舗の方に罰則を適用させるまでには至っていないという状況でございます。おっしゃるとおり、客引きをいくら取り締まりしても、どんどん使うお店、あるいは客引きの専門業者もあるようですけれども、あとは客引きを使う店舗を入れるビルオーナーさん、そういった方々のご協力を得て、客引きを使うようなお店を入れないようにというところについても、対策を強化していかないと、いくら客引きを取り締まっても、どんどん後から出てくるということがございます。今後、本市の客引き対策として、取り締まりの充実強化を図るのはもちろんですが、今、委員おっしゃった店舗に対してですとか、あるいはその店舗を売るビルオーナーさんとか、そういったところについても働きかけを強めていかなければいけないと考えております。

#### ●金会長

ありがとうございました。他にございますか。

#### ●伊藤委員

私自身もいろいろ勉強になることばかりですけれども、14 ページから始まる調査、市民意向調査の結果ですけれども、分かりやすくまとめていただいて、ページ数の関係もありますし、どうしても調査結果が上位3個ということになってしまうのかなとは思いますが、やはり意識が高いものを知るのも大事だと思いますけれども、逆にどんなものが意識が低いのかなという中身も知ってもいいのかなとは思っています。ただ、ここに紙面に載せるのは限界があると思っていて、その時に資料が後ろにあるので、始まる部分に「詳細はそちらにあります」という、誘導なんかをしていただければ、より興味がある人はそちらを開くのかなとも思っています。というのと、もし可能であればということですが、そちらにせっかく細かなデータを

あげていただいている、分析をされて文章で述べられているのもいいとは思いますが、文章ってなかなか読まないかなと思ったりもして、こちらの資料の方もグラフというか、その方がいいのかな、どうなのかなと悩ましいところではあります。ご検討をというところでした。

#### ●市民生活課長

ありがとうございました。今、14 ページ以降の市民意向調査ということで、関心のある方をご案内するよなというところで、ご意見を頂戴いたしました。そちらについては「後ろに参考資料として記載しております」というところだけでもアナウンスできればと思います。あとは参考資料に市民意向調査の結果を掲載しておりますけれども、こちらについては、やはりボリュームの都合もございまして、グラフを掲載するのが難しかったところでございます。申し訳ございません。

#### ●伊藤委員

わかりました。ありがとうございます。

#### ●金会長

他にございますか。

#### ●小野委員

事務局の方で、このように立派なものを作っていたのですが、北島委員からもお話がありましたように、やはり市民一人ひとりの意識付けというのも本当に大切なことだと思います。北島委員がおっしゃったように、何か活動に参加するメリットっていうところで、ポイント制とか、そういったお話もとても参考にいいのかなと感じました。ただ、この立派なものを作っていたのですが、これを市民の方にどのように周知していくのかなというところも気になっているところです。

また、私が関わっております犯罪被害者支援という部分では、やはり仙台市に相談窓口があるということとか、犯罪被害者等支援条例ができたというところで、まだまだ周知がされていないというところですけども、やはり被害者になってようやく私どもの被害者支援センターのことも知ったという方もおりましたし、なかなか相談ができないという方も本当に数多くおります。そのような中で、仕事をしておられて、会社をどうしても休まざるを得ないという被害者の方もおります。その際に、やはり仕事を休むという点では、被害者の方も罪悪感を覚えながらも、そういった思いを抱えながら、休まざるを得ないとか、続けて休んでしまって、不審に思われてしまうみたいなこととお話しされる方もおります。やはりこの条例とかもそうですけれども、事業者の方とかにも、より知ってもらう機会というのも、周知という部分でしていただければと思います。

そして、被害者に優しい社会になっていってもらえればと思います。周知という部分では、本当に難しいと思います。実は私、昨日ある大学の先生の講義を受けたのですが、その先生がイベントを開催したそうですけれども、関心とか興味というのは、その人になんとかやはり素通りとかされてしまうという話があり、そういったお話もこういった安全安心というところでもそうなのかなと思います。私、個人も含めて、どうやって周知をしていけばいいのかなというところも考えていかなければいけないと思いますし、仙台市さんをはじめ、関係機関の皆様と共に、「こういったことがありますよ」という周知をどうやっていけばいいのかというの、今後課題なのかなと思いましたので、お話しさせていただきました。

#### ●市民生活課長

ありがとうございました。犯罪被害者等への迅速な支援の実施につきましては、新たに基本目標の4ということで設定をしております。令和6年10月に本市の犯罪被害者等支援条例を施行し、ずっと周知に努めていたところですけども、市民意向調査の結果を見ても、まだ十分に周知できていないと。委員がおっしゃったとおり、特に事業者の方のご理解を得るような周知といいますか、そういったところに特化して周知を行っているというところも今のところは

ないかと思えます。計画期間5年間の中で、どのように犯罪被害者等支援条例ですとか、本市の犯罪被害者等支援の総合相談窓口を設置しているということですか、あとは条例にも事業者側の責務ということで、そういった犯罪の被害にあった方が、例えばお仕事を休むときの配慮とか、そういったところもございます。条例そのものもそうですし、あとは本市に設置している窓口、あるいは犯罪被害者支援の民間機関、そういった周知も含めて、どのように周知をしていったら、より多くの方々に事業者の方も含めて、認識していただけるのかというのは、工夫しなければならないところだと思います。通常ですと、市政だより、ホームページですとか、窓口リーフレットを置くとか、そういったところは現在でも行っておりますけれども、それ以外に何か効果的な手法があるのか、検討していかないと、せっかく基本目標に掲げていますけれども、なかなか目標は達成できないのかなというところもございます。例えば、また5年後の改定の時に市民意向調査の結果が思わしくないとかというような報告にならないように、色々知恵を絞って考えていかなければいけないというふうに思っております。以上でございます。

#### ●金会長

ありがとうございました。他にございませんでしょうか。

#### ●菅野委員

菅野でございます。6ページの特殊詐欺についてでございます。前にもお話ししましたが、なぜSNSとロマンスが入らないかということでありました。今回、6ページを見ますと、棒線グラフにSNS型・ロマンス詐欺が、警察の方で認知して掲示をした時から入れてもらえばいいのではないかというのは、昨年、令和7年仙台市内では特殊詐欺10類型、これが103件の13億9,811万円です。それからSNSとロマンスを足しますと、147件の13億757万円の被害があります。半分近くSNSとロマンスがあります。5年後も多分入らないのではないかと、SNSとロマンスは多分5年、10年は続くのではないかとというふうに思っております。どこかで入れるチャンスがないと、被害額半分以上のものが皆さんの目に触れなくなってしまうということは非常に問題ではないかと思えます。ぜひこの点をもう一考していただきたいなと思っております。以上です。

#### ●市民生活課長

菅野委員の方から、多分、第2回に同じようなご提言をいただいたところですが、一応、経年変化を表すところということで、SNS型投資・ロマンス詐欺については、被害金額が非常に多いというところは、私どもも把握しております、この計画の図表では、今回のタイミングでは掲載させるのは難しいのかと思っております。実際に私たちの方でも、SNS型投資・ロマンス詐欺って、特に若い方も、あと中年の方というか、普通にお仕事をしている方が引かかると、よく新聞報道とかを見ても、被害金額とか相当な金額を騙しているというところで、こちらについての対策も強化しなければいけないなというふうに思っております。

この計画の方にも言及はしておりますけれども、被害にあう方の年齢層は全世代にわたっているというところで、この間の推進会議の場でもそれぞれの世代に届くような周知をしないと、なかなか問題は解決しないというところのご意見を頂戴しておりました。SNS型投資・ロマンス詐欺にあう方々に対して、もちろん今までも高齢者の方もやはり被害にあいやすいというようなことでもございますし、もっと若い学生もやはりSNSが普及しているということもあって、被害にあうというところ。全世代に渡って、それぞれの世代に特徴があるのかと思えます。そういったところに届くような、周知啓発というものを考えていかなければならないと思っておりますので、例えば、次回、第6期でSNS型投資・ロマンス詐欺についても経年もあわせて入れておくことができるかなと思えます。今回、表はこのままとさせていただきたいと思えます。

#### ●菅野委員

この棒線グラフの脇にSNSが統計に出た時からの分であれば、これが増えたんだ、ここから増えたとわかるのも一つの考え方ではないかなと思ってお話しました。以上です。

●金会長

ありがとうございました。熊谷委員お願いします。

●熊谷委員

町内会の活動をしている熊谷です。35 ページの高齢者への防犯対策ということで、いろいろ検討していただいていることを私たちも感じてはいるのですが、それを実際に防犯講座とか 出前講座などの企画を立てても、来てくれる人は本当に知っている人ばかりで、知らせたい人はほとんど来てくれていないという状況があって、どうしたらいいのかなと思うことがよくあります。ただ、私たちが配っている市政だよりは、多くの人が結構見ているようなので、市政だよりのどこかに、ここに書いてあることをもう少し大きな文字で、必ず見るような形の場所を作ってもらえると、家に居てもこういう防犯対策について、知識を深められるのではないかと、思っています、できればそういうこともしていただけるとありがたいかなと思いました。以上です。

●市民生活課長

現在、仙台市防犯協会連合会ですとか、あと当課の方で実施している防犯出前講座、防犯講座ですけれども、主な周知方法としては、ホームページでお知らせをしていると。年間 160 件ぐらい防犯講座、出前講座の実績がございます。委員おっしゃるとおり、なかなか知ってほしい人が来てくれないというところ、おそらく実施の件数的には、かなりの回数をこなしておりますので、あとは参加していただきたい方に周知がされていないというところがございます。市政だよりの掲載含め、どういうふうにすると参加してほしい方に知ってもらえるのか。多分、意識のある方はそういう防犯出前講座に出ていらっしゃるのだと思いますが、そうでない方にどういうふうに届くのかなというのは、市政だよりの掲載というのは一つの方法かと思っておりますので、検討させていただきたいと思っております。

●熊谷委員

ここにあるように、悪質商法に引っかかったなと思ったら、消費生活センターの電話番号を毎年、毎回同じような場所書いてもらおうと、必ず見るのではないかなと思いました。以上です。

●金会長

ありがとうございました。

●田中副会長

田中でございます。資料 3 の客引き行為等の防止巡回パトロールについて、確認と質問が二つございます。パトロールの人数で、12 名配置予定するとか、あと業務時間が火曜から土曜の時間帯ですので、なぜ 12 名なのかと、あと日曜、月曜を外している理由について、どういう方針で決めたのかというところでお話しいただけるとありがたいです。

●市民生活課長

まず、12 名というところですが、現在、先ほど申し上げた会計年度任用職員、客引き行為等対策指導員が 9 名おります。9 名が禁止エリアを巡回して取り締まりに当たっているという状況でございます。12 名ですが、最低これぐらいいるのかなと。本当はもっと多いと良かったのですが、そこは財政当局と折衝というか、金額的なものもございまして、12 名に落ち着いたという経過がございます。プロポーザルで業務の提案をしてもらうのですが、仙台市の現状、主に国分町地区を中心に、特に遅い時間帯で、20 時以降が多いというような状況を踏まえて、どういうふうに禁止エリアを回ると効果的な取り締まりかできるのか。民間事業者の方なので、取り締まりはできないのですが、嫌がらせというか、絶対客引きをさせないような環境づくりができるのか、というところをご提案いただく予定としております。時間帯、火曜から土曜の午後 4 時から午後 11 時ということですが、会計年

度職員は、だいたい月曜から土曜までということで、時間帯は夜の9時ぐらいまでで、例えば三連休直前とかだと午後10時まで延長ということがあります。基本的には午後9時ぐらいまでです。これも事業者の方は民間警備業者ということで、手を挙げてもらう、参加していただかなければいけないので、ある程度、昨年、私どもの方で、例えば東京都、港区とか新宿とか、あとは大阪、それから千葉、こういった業務委託を実施しているところに視察に行っていました。事業者の方からもご意見を頂戴しましたが、例えば実際に事業者の方が人を集めて、勤務させると。やはりどうしても、働き方改革ではないですけれども、例えば一週間とか、あるいは日曜日休まないでとかというのは、なかなか難しいというところで、比較的、客引きが少ない月曜日を外して、日月とお休みで、火曜から土曜までという。時間帯も本当はもう少し遅い時間帯ができれば良かったのですけれども、帰りの足がないとなかなか人を集められないという事情もございます。なおかつ、7時間の勤務時間がないと、人を雇用できないというような事情もございましたので、後ろに伸ばせないのなら、前の方ということで、午後4時という若干早い時間帯ですが、午後4時から午後11時までというような時間の設定になっております。

#### ●田中副会長

ありがとうございました。あともう一件が、(2)の迷惑行為を行う者に対する声かけというところで、この迷惑行為というところ、挙げたら多分きりがなくなってきて、あれもこれもやっていく可能性があるかなと思ったのですけれども、例えば計画の9ページのところで迷惑行為の状況ということで、(1)のごみのポイ捨て行為というところから始まって、いくつか具体的なものが挙げられていますけど、計画に明記されているものにある程度属してやるのか、それともケースバイケースで、現場判断でいろいろなものに対応していくのかというのは、どういった方針になっているかということをお教えいただきたいと思っております。

#### ●市民生活課長

計画の9ページに書いてある迷惑行為ですけれども、例えばごみのポイ捨てですとか、自転車の危険・迷惑走行であったりとか、あとは、歩きスマホとか放置自転車、違法駐車とありますけれども、何らかの根拠があって、ここでこういうことをやってはダメだと言えものについては、特に声かけをしてもらうと思っております。例えば、歩きたばこも本市の方で今回、紹介しておりますけれども、禁止の条例がございます。そういった条例に基づいて、国分町地区は禁止エリアに入っていないのですが、努力義務ということで、歩きたばこやっちゃだめだよとなっているので、そういったものに基づいてできるものについては、やっていただきます。あとはやはり主に国分町と一番町四丁目商店街とかで、そういうところが多くなるかと思っておりますけれども、やはりその周辺の迷惑になっている、例えば、今回、迷惑行為というふうになっておりますけれども、実際、仕様の方では例えば、集団でたむろをしていて、通行の妨げになっているとか、そういったものも注意してもらえるとというふうにご検討しております。そこはある程度、幅広くということをお願いしようとは思っております。

#### ●田中副会長

わかりました。どうもありがとうございました。

#### ●金会長

ありがとうございました。

それでは、私の方からよろしいでしょうか。先ほどパブリックコメントの話、ご意見の中で外国人についての言及が一切ないというところに関わってくるのですが、今回の計画の中では、2の施策の内容・主な取り組みの基本目標1のところの⑤で、先ほど追記していただいたところの説明があったのですが、その中で外国人住民のための生活マナーマニュアルの配布ということでしたが、実際、もう一步踏み込んだイメージ、例えば説明会の実施の検討とか、このような形で配布した方がよろしいのではないかなということをおもいました。というのも、仙台市は、かなり外国人増えています。日本語学校も増えています。日本語学校の初級の学生さんを

見ますと、日本語がまだわからない、そういった方々も非常に多い中で、様々な言語でのチラシの配布ということを知っていますが、なかなか数にも限りがあるので、例えば日本語学校であるとか、あるいは雇用事業者さんに対して、こちらの方できちんと説明会のようなことを行う。また、先ほど啓発の話がありましたが、仙台市は配布だけでなくもう一歩踏み込んだ姿勢で取り組んでいるのだということを示した方が、せっかくパブリックコメントでもいただいているので追記してもいいのではないかなと思いました。大学生でもオレオレ詐欺について、「チラシここにあるから取りに来なさい」とか配布しても反応が薄く、出前講座のような形で県警さんに毎年お話しいただいているのですが、そうすると学生の反応が全然違います。そういったこともあるので、仙台市の取り組みとして、もう一歩踏み込んだ形で行っているという姿勢を示すのもいいのではないかなと思いました。以上でございます。

#### ●市民生活課長

説明会というのは、例えば日本語学校の担当者を集めて、仙台市の方でこういうのを作っている、毎年配布をしているという事実はありますが、さらにその方々、例えば集めて、こういう方々に配布して、ちゃんと説明してくださいという、そういう場を設けるということによろしいでしょうか。

#### ●金会長

それも必要ですし、やはり当事者ですね。担当者に外国人の方に配布してくださいと言っても、効果が薄いと思います。やはりこちらから出前講座で行くなり。今ですと、ビデオも簡単に素人でも作れますので、生活マナービデオをこちらで作って配布し、これを必ず視聴してもらうなど、やはりもう一歩踏み込んだ形というのがよろしいのではないかと、補足でございました。

#### ●市民生活課長

本市で作成しているマナーマニュアルですが、今、4000部作成しております、日本語学校ですとか、あとは専門学校、それから区役所の戸籍住民課の窓口ですとか、そういったところに配布しております。それが実際どのように使われているかというところの追跡調査までは行っておりませんので、会長おっしゃるとおり、もう一歩踏み込んだというようなところですが、この場で説明会を開催しますというの、なかなか難しいところではあります。少なくとも、どういうふうに使われているかという追跡調査を行った上で。せっかく作ったけれども、外国人の住民の方に行き渡っていないとかで、例えば、専門学校の案内のところにポンと置かれているだけで済まされているということ。おそらく会長がおっしゃるとおり、私どもも外国人の方が仙台市で生活をする上で、基本的なルール、例えばごみの捨て方とか、自転車の乗り方とか、あとはアパートでの過ごし方とかですね。そういったところを分かっていたら、無用なトラブル、周辺とのトラブルにならないようにということで、円滑に市民生活が営めるようにというところの趣旨で作っております。果たしてそれがちゃんと配布先で活かされているかというようなところは、調査を行った上で、うまく活用されていないといった時に、ではどうしようかと。説明会をすとか、そういったところも検討していかなければならないのかなと思っております。ここに⑤で書きましたけれども、まず実効性を持たせるために、少なくとも配布先のところでどういうふうな使われ方をしているか、あるいは配布する際に、単に受付だけではなく、学生さんに直接渡してくださいとか、そういった周知をすとか、そのあたりについて工夫をしてみたいなと思っております。

#### ●金会長

よろしく申し上げます。

他にございますか。ないようですので、続きまして、3「空き家等対策計画策定について」、事務局から説明をお願いいたします。

#### ●市民生活課長

それでは、資料4に基づきまして、「仙台市空き家等対策計画（第3期）の策定について」、

ご説明をいたします。こちらの計画、現在第2期計画でございます。適切に管理が行われていない空家等の対策、利活用に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、場当たりのではなくて、きちんと計画を立てて総合的に行うということを目的としております。空家等対策の推進に関する特別措置法という法に基づいて、仙台市空家等対策の施策を実施しておりますけれども、こちらの規定に基づいて、現在、空家等対策計画を定めております。現行の第2期計画でございますが、令和4年度から8年度までを計画期間としておりまして、来年度で期間満了ということでございまして、次期計画、第3期の計画策定を行う必要があるという状況でございます。計画期間につきましては、令和9年度から13年度までの5か年間としております。

内容につきましては、現状の分析・課題等を踏まえた上で、法に基づく事項というのがありますので、そちらの事項に基づいて計画の策定を行っていくということになるかと思っております。法に基づく事項ということで、①から⑨まででございます。こういったご覧の項目について、現行についても規定をしておりますけれども、引き続き、法定の事項に基づいて計画を定めていきたいと思っております。4番目の審議でございますけれども、現行計画の策定にあたりましては、この仙台市安全安心街づくり推進会議に部会を設置いたします。部会の設置につきましては、条例に基づき設置をいたしますけれども、そちらで部会を設置して審議をしていただいたという経過がございます。部会について、委員の方については、こちらの推進会議の委員の方、一部の方とそれから関係機関からの推薦ということに、専門委員の方を推薦していただいて、合計10名で構成をするということで、現行計画についてもご審議をいただいたところでございます。第3期計画、次期計画にあたっては、前回と同様に推進会議の委員、それから専門委員の方々から構成する部会を設置して審議を行うというようなことで考えているところでございます。

今後のスケジュールでございますが、今年の5月から来年の3月までの間に、この推進会議ですとか、部会を含めてですけれども、ご審議いただきまして、具体的には現計画のまとめ、それから骨子案、中間案、最終案ということで、ちょうど今ご審議いただいているような、安全安心街づくり基本計画の計画策定と同じような流れで、進めさせていただきたいと思っております。令和8年10月から11月までは、市民意見募集（パブリックコメント）を実施いたしまして、来年の3月には第3期の策定というようなことで考えているところでございます。説明は以上でございます。

#### ●金会長

ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありましたが、この件につきまして、委員の皆様からご意見などございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。以上で予定された協議は終了となります。このほかに議員の皆様や事務局から何かございますか。ないようでしたら、これにて議長のことを解かさせていただきます。皆様、円滑な理事進行にご協力いただき、誠にありがとうございました。

#### ●市民生活係長

金会長、ありがとうございます。

審議は以上となります。それでは、会議の閉会にあたりまして、仙台市市民局生活安全安心部長佐藤論よりご挨拶を申し上げます。

#### ●生活安全安心部長

皆様、本日はご多忙の中、本会議にご参集いただき、誠にありがとうございました。会議の最後、閉会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。これまで次期基本計画の策定にあたりまして、本会議における熱心なご議論とご意見を踏まえ、最終案を調整、ご審議取りまとめいただいたところでございます。今後についてでございますが、本市といたしましては、本会議でのご議論も踏まえた上で、年度内に本計画を策定してまいりたいと、そのように考えてございます。

この基本計画は、次年度以降5か年の期間を対象とし、基本的な政策の方向性、そういったものを取りまとめてございます。関係機関の連携を柱として、犯罪の未然防止等、市民の皆様のご理解、ご協力をいただきながら、力を合わせて努めてまいりたいと思っております。委員の皆様

におかれましては、来年度も変わらぬご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、安全で安心して暮らせるまち仙台の実現に向けまして、引き続きお力添えをお願いしたいと思っております。最後になりますが、本日の会議ならびに一年間のご審議につきまして、本当にありがとうございました。私から以上でございます。

●市民生活係長

佐藤部長、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和7年度第4回仙台市安全安心街づくり推進会議を閉会といたします。皆様、長時間にわたりご審議いただきまして、誠にありがとうございました。

令和 年 月 日

仙台市安全安心街づくり推進会議

会 長

署名委員